

(別 記)

議第256号に対する付帯決議

不良な生活環境を解消するための取組は「支援」を基本としつつも、必要となる「措置」は適切に行うとともに、行政上の強制力を行使する際には、複数の有識者による会議に諮ったうえで慎重に対応し、速やかに議会に報告すること。

また、条例の施行に当たっては市民への周知を十分に行い、「支援」を基本とした条例の趣旨を広く市民と共有すること。

さらには、要支援者をはじめ周囲の関係住民団体に対しても、市として必要な人的体制を確保したうえで十分な支援を行うこと。